

浜田市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、もって安全で良好な居住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物（以下「建物等」という。）で、現に人が使用していないもの又は人が使用していない建物等と同様の状態にあるものをいう。
- (2) 危険な状態 建物等が倒壊し、若しくは建築材等を飛散させるおそれがあり、又は不特定の者が建物等に侵入して火災を発生させ、若しくは犯罪を起こすおそれがあることをいう。
- (3) 所有者等 建物等を所有し、又は管理する者をいう。

(空き家等の適正管理)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないよう常に空き家等の適正な維持管理を行わなければならない。

(調査)

第4条 市長は、前条の適正な維持管理が行われていない空き家等があると認めるときは、職員に当該空き家等の状態、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第5条 市長は、前条の規定による調査により、空き家等が危険な状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、当該危険な状態を解消するための措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第6条 市長は、前条の規定による指導にもかかわらず、空き家等が危険な状態にあるときは、その所有者等に対し、期限を定めて当該危険な状態を

解消するための措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第7条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないとき、又は空き家等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その所有者等に対し、期限を定めて当該危険な状態を解消するための措置を講ずるよう命ずることができる。

(支援)

第8条 市長は、危険な状態にある空き家等の所有者等に対し、当該危険な状態を解消するための必要な支援を行うことができる。

(緊急措置)

第9条 市長は、空き家等の危険な状態が切迫している場合であって、その所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講ずることができない特別の事情があると認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急措置を講ずるときは、所有者等の同意を得て実施するものとする。

3 市長は、第1項の規定により緊急措置を講じたときは、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。

(警察その他関係機関との連携)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、警察その他関係機関に第4条から第7条までの規定による調査、指導、勧告及び命令に係る情報を提供し、当該空き家等の危険な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 第7条の規定による命令に従わず、必要な措置を講じなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成25年4月1日から施行する。